

非課税制度の関心者は、 分散投資やリバランスに対する意識も高い！

2012年7月に実施した弊社「第7回 投資信託に対する意識調査」※をもとに日本版ISAについて考えてみました。

投資信託を保有しているか保有意向がある人(2,554サンプル)に対して聞きました。

Q) 今後、投資信託について、どのようなきっかけがあれば、追加購入あるいは新規購入を検討すると思われますか？

(1) 検討のきっかけになると思うものをいくつかでお答えください(選択肢20項目から複数回答)に対して

■少額投資非課税制度(日本版ISA)が導入されたら … 7.6%

(2) 最もきっかけになると思うものをひとつだけお答えください(単一回答)に対して

■少額投資非課税制度(日本版ISA)が導入されたら … 1.8%

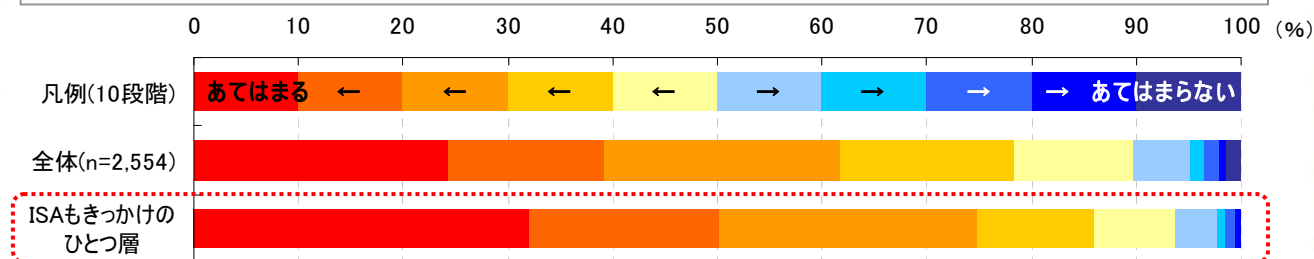
複数回答で日本版ISAもきっかけのひとつになると回答した7.6%の人「ISAもきっかけのひとつ層」についてみると、「分散投資」の必要性を認識し、「ポートフォリオのリバランス」に関する意識が比較的高いことがわかりました。調査の中では、投資に関する意識として「ご自身の考え方にどの程度あてはまるか」を10段階評価で聞いています。様々な価値感や投資行動について意識や実態をきいていますが、ここでは「分散投資」と「リバランス」に関する調査結果をご紹介します。

「分散投資は必須だと思う」に対する回答をみると、「あてはまる」とする割合を合計すると、89.6%となり、多くの方が分散投資が必須と考えているようです。「ISAもきっかけのひとつ層」では、その比率が93.8%と更に必要性を高く認識しているようです。このことから、日本版ISAの制度を使って投資する際にも、分散を意識した投資行動となるのではないかと考えられます。

また、ポートフォリオのリバランスを行っている割合は合計で39.3%ですが、「ISAもきっかけのひとつ層」では47.5%と半数近くとなっています。

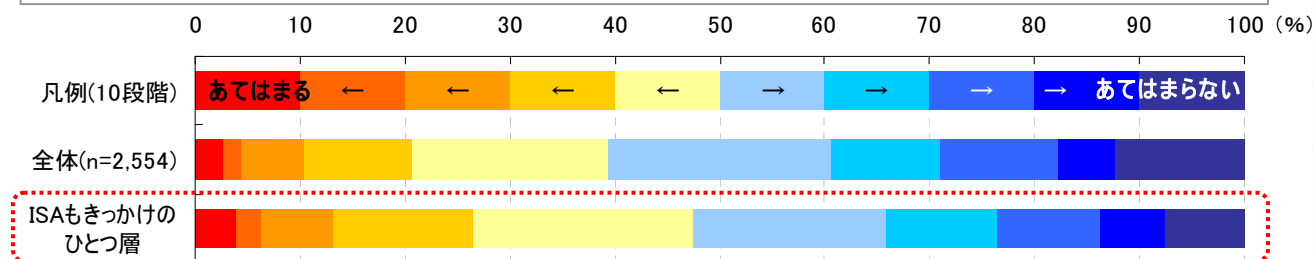
Q) ご自身の考え方にどの程度あてはまるかを教えてください。(10段階)

【投資をするときには、分散投資は必須だと思う】



Q) ご自身の考え方にどの程度あてはまるかを教えてください。(10段階)

【定期的にリバランスを行なっている】



(出所) 弊社「第7回 投資信託に対する意識調査」より

このように「ISAもきっかけのひとつ層」は、投資をする際に「分散投資」を重視し、また資産の「リバランス」についても、ある程度実行している姿がうかがわれます。

一方、日本版ISAを利用して投資を行なった金融商品については、一旦売却すると、その分の非課税枠は失われます。制度の利用にあたっては、このような点に留意する必要があります。

※第7回 投資信託に対する意識調査:

調査概要についてはこちら <http://www.nomura-am.co.jp/corporate/press/pdf/H2411301.pdf> (なお、全ての調査項目は掲載しておりません。)

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づくものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化する場合もありません。

野村アセットマネジメントからのお知らせ

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

投資信託に係る費用について

2013年2月現在

ご購入時手数料 《上限4.2%(税込み)》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用(信託報酬) 《上限2.121%(税込み)》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じたかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有効証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は、参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づくものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性等があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。